**平成２４年（フ）第１１９号**
岡山県苫田郡鏡野町和田160番地
債務者　森上　和洋
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２４年（フ）第１４９２号**
京都市伏見区日野不動講町４番地２　リヴィエール202号
債務者　余田由紀子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第４７０号**
奈良県大和郡山市矢田町5895番地24
債務者　大野謙一郎
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第４８１号**
奈良県桜井市大字金屋50番地の１
債務者　中村　正美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１４０号**
北海道小樽市松ケ枝２丁目11番17号　鈴木アパート、前住所北海道小樽市稲穂３丁目13番20号
債務者　阿部　美記
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第１６１号**
北海道小樽市赤岩１丁目８番３号　柴田方
債務者　小助川房江
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第９７７号**
兵庫県三木市大村870番地の４　イナミヴィラⅡ番館201号
債務者　藤原あきな
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９８４号**
神戸市長田区駒ケ林町４丁目２番８号　ラ・メール駒ケ林101号、従前の住所神戸市長田区二葉町９丁目９番10号　ステラコートⅠ101号
債務者　六甲美総こと　中尾　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９８７号**
神戸市東灘区御影石町３丁目11番18―301号、従前の住所神戸市東灘区森北町４丁目12番24号　303号
債務者　磯崎　　桂
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１０８５号**
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目６番地の19　カレッジハイツ緑が丘207号
債務者　上村　裕之
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１０４号**
神戸市北区君影町２丁目１番41―107号
債務者　向井やよい
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１１９号**
神戸市中央区野崎通１丁目２番６号　ねむの木マンション202号、従前の住所神戸市中央区野崎通１丁目２番６号　ねむの木マンション101号
債務者　園村　義宏
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７６２号**
兵庫県尼崎市昭和通１丁目６番２号、前住所兵庫県尼崎市大物町１丁目10番３号コーポイバヤシ203号
債務者　志水　弥生（旧姓久間）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１８０９号**
埼玉県川口市大字芝5205番地の５　ウインズ芝204号
債務者　西澤久美子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８２６号**
さいたま市西区大字清河寺796番地　富士見園
債務者　小芝千枝子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５８５９号**
大阪府摂津市庄屋２丁目８番６号
債務者　赤井ゆかり
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５９６３号**
大阪市平野区加美西１丁目４番２号　ガーデンヒル平野501
債務者　山本　信行
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部